

## 第3回港区における障害児支援のあり方検討会 出席者名簿

## ●検討会委員

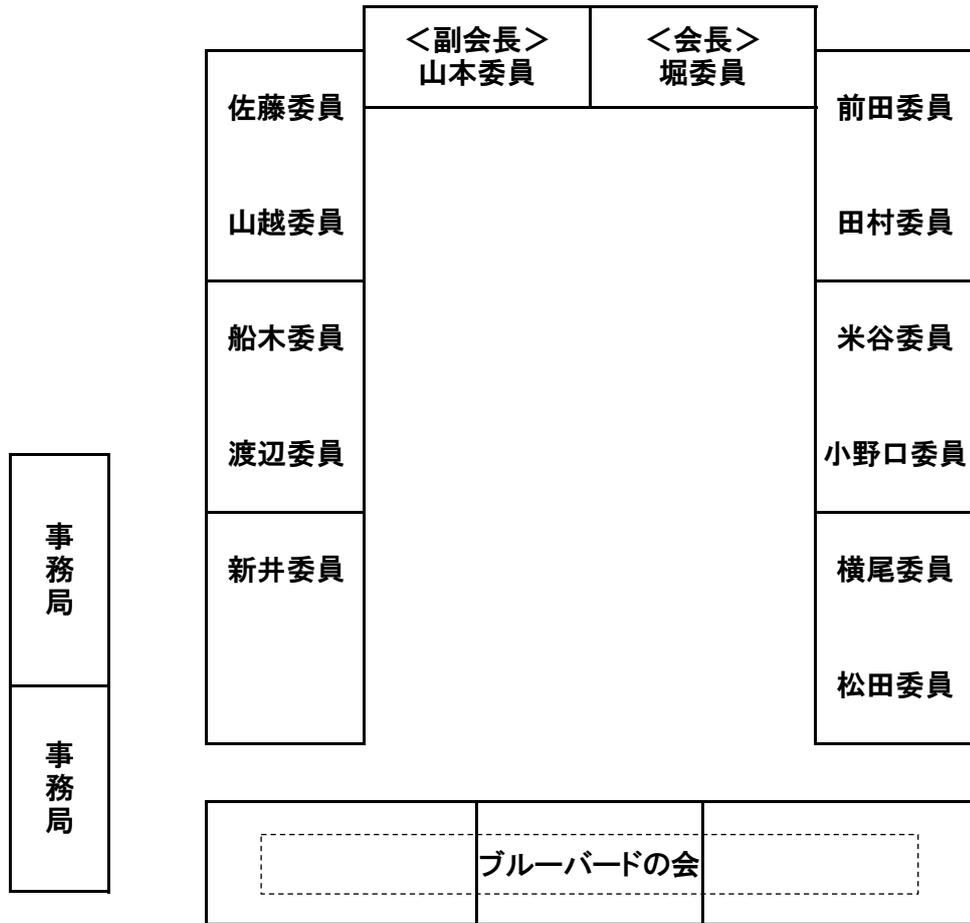
	氏名	所属等
会長	ホリ 二ミオ 堀 三雄	港区教育委員会事務局学校教育部長
副会長	ヤマモト タカシ 山本 隆司	港区教育委員会事務局学校教育部学務課長
委員	マエダ ヒロシ 前田 浩利	医療法人財団はるたか会理事長・医師
委員	タムラ コウジロウ 田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
委員	ヨネヤ カスオ 米谷 一雄	東京都立青山特別支援学校長
委員	オノグチ ケイチ 小野口 敬一	港区高輪地区総合支所区民課長
委員	ヨコオ エリコ 横尾 恵理子	港区保健福祉支援部障害者福祉課長
委員	サトウ ヒロシ 佐藤 博史	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	ヤマコシ ヨシユキ 山越 恒慶	港区子ども家庭支援部保育課長
委員	マツダ ヨシアキ 松田 芳明	港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
委員	フナキ リョウサク 船木 亮作	港区立港南小学校長
委員	ワタナベ カスフミ 渡辺 一信	港区立港南中学校長
委員	アライ トモコ 新井 智子	港区立白金台幼稚園長

## ●ブルーバードの会

氏名	
ハナワ 花輪	アオイ 葵
ハナワ 花輪	アヤコ 彩子
ハナワ 花輪	ハル 遠
カクラ 角倉	エミ 恵美
マルヤマ 丸山	サコ 佐代子
マルヤマ 丸山	シンジ 真志

【事務局】港区教育委員会事務局学校教育部学務課 特別支援相談担当係長 中林 淳一

# 座席表



傍聴席

傍聴席

傍聴席

傍聴席

## ブルーバードの会から区への要望内容

平成30年3月16日 港区教育長あて

平成30年10月2日 港区長あて

### 要望の内容（平成30年10月2日受付分を転記）

日頃より当会の活動にご理解、ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

私どもは港区で医療ケアを必要とする未就学児（医療的ケア児）を持つ親を中心に結成された会であり、重度の肢体不自由や重度の知的障害も併せ持つ子も少なくありません。

このたび、就学にあたって我々が直面している問題についてどうか前向きなご検討及びご回答を賜りたく要望書を提出させていただきます。お手数ではございますが、文書での回答を頂戴できますようよろしくお願い申し上げます。

#### 【要望事項】

1. 港区立小中学校にて重度の肢体不自由及び医療的ケア児でも就学できる特別支援学級の新設
2. 港区役所内に医療的ケア児の医療、福祉、教育を包括して相談できる窓口（課）の新設

#### 【具体的な要望】

##### 1. について

- ・近隣病院の医師や訪問診療所（あおぞら診療所等）と連携してほしい。
- ・親の付き添いをなくし、子どもの自立を促すため、通学時はヘルパー、在校中は十分な介助員を用意し、神奈川県川崎市の事例（別紙参照）のように区から看護師を派遣してほしい。
- ・障害の有無などにかかわらず、ひとりひとりが伸び伸びと健やかに成長できるよう個性に合わせた教育（デジタル教科書\*1の導入等）や支援を提供してほしい。
- ・通常学級との関わりを持たせてほしい。

##### 2. について

- ・港区役所の職員の間で「医療的ケア児」への理解が不足しており、縦割り体制により医療・福祉・教育の複数課に関連する横断的な問題を総合的に相談できる窓口がない。親が高齢者でいうケアマネージャーのような役割を果たさなくともよい環境を確立してほしい。

#### 【要望の経緯】

港区では独自の療育施設「パオ」を設置していただいているお陰で、親と親の繋がり、子の繋がりが形成されており、マイノリティながらも地域との繋がりを持ち、孤立することなく生活することができています。

しかしながら、就学の時点でその繋がりは分断されることとなります。なぜならば、港区には医療ケアが必要、重度肢体不自由であるといった複数の障害を持つ児童が通うことのできる小学校がないからです。特に弊会には「パオ」の「めろん組」に通う子が多いのですが、クラスが対象としている「医療ケアが必要な子」というのは、常時医療ケアは必要ではないが酸素使用や吸引などを

適宜必要とする体調管理が難しい子、投薬で症状のコントロールをしている子、外見からは見えないが摂食が難しいため胃瘻を設置している子、常に呼吸器管理を必要とする子など、一人ひとりの必要とするケアの内容も度合いも全く異なっている状況です。そのため、区立小学校の特別支援学級や都立青山支援学校に通える子もいますが、その対象になれなかった子は住地域により特別支援学校がある世田谷区や大田区にバスを使って1時間程度の長距離通学または自宅学習以外の選択肢が現状ありません。区立小学校や都立青山支援学校は受け入れは拒否されませんが、このような子どもたちを進んで受け入れ、サポートできる体制が全くない状況ですので、進学は現実的ではありません。

せっかく「パオ」で形成されたコミュニティもこの就学というタイミングで分断されることになるのです。なぜ、未就学時期は港区内で受けられた教育が、就学となると受けられなくなるのでしょうか。なぜ、義務教育期間中だけ毎日区外に追いやられなければならないのでしょうか。適切な教育という名の下、同じ地域で培ってきた繋がりを分断され、住んでいるコミュニティ外で長い時間生活することを強いられるのでしょうか。自ら学校を選択できる自由が限りなく少ない状況です。

また、地域の中で医療的ケア児の存在を知ってもらい、普段から繋がりを持っていることは、大災害発生時など特に重要になると考えます。

2016年の障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法、児童福祉法の改正、障害者権利条約の批准などがある中で、港区としてはどのようにお考えですか。こちらについても文書でのご回答をお願いいたします。

港区長の所信表明でも、以下のように障害の有無や種類に関わらず、健やかな育ちを切れ目なく対応するとの決意をお示しいただいています。

『生まれ育つ環境や国籍、障害の有無などにかかわらず、私は、港区のすべての子どもたちが伸び伸びと、健やかに成長できる社会を創り上げていかなければならないと、その責任を強く感じております。』（引用元 平成29年第1回港区議会定例会 区長所信表明 はじめに）

『今後も、障害の種類や程度に応じた丁寧な対応を行い、障害のある子どもたち、医療的ケアが必要な子どもたちの健やかな育ちを途切れることなく、支えてまいります。』（引用元 平成29年第1回港区議会定例会 区長所信表明 区民が感じ取れる成果への挑戦）

『1人ひとりの子どもたちと家庭を10年、20年と見守り、問題を抱えたときも見逃さず、迅速に切れ目なく対応し、子どもの命と権利、未来を守ることができるのは、地域の人材や多様な活動主体と密接な関係を築いている港区です。』（引用元 平成29年第1回港区議会定例会 区長所信表明 区民が感じ取れる成果への挑戦）

平成31年度4月就学児は弊会に少なくとも3名おり、全員が港区内の小学校に通学することを強く希望しております。就学が叶わず、区外に引っ越しせざるを得ない先輩方をたくさんみてきました。国際的に開かれた先進的なまちですべての子が平等に教育を受けられることを強く希望いたします。

格段のご理解とご配慮を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

# 区立幼稚園・小中学校における医療的ケア実施基準の骨子

## ＜基準の構成＞

- 1 幼稚園・小中学校における医療的ケアについての区の基本的考え方
- 2 区立学校等で実施する医療的ケアの範囲
  - (1) 実施する医療的ケア
  - (2) 医療的ケアを行う条件
  - (3) 医療的ケアの実施者
- 3 学校等における合理的配慮
- 4 医療的ケアの実施体制
  - (1) 実施体制
  - (2) 役割分担の例
  - (3) 緊急時の対応
  - (4) 研修等の実施
- 5 学校等で医療的ケアを実施するまでの流れ

# 1 幼稚園・小中学校における医療的ケアについての区の基本的考え方

---

## <主な内容>

- 区および幼稚園・小中学校は、医療的ケア児の就園・就学に当たり、どの区立幼稚園、小中学校においても、子どもや保護者が希望する園・校で医療的ケアを安全に行うための体制整備に努める。
- 知的障害や肢体不自由などの障害のある医療的ケア児の就学先については、子どもや保護者の希望を最大限尊重する。区および幼稚園・小中学校は、子どもの障害の程度や状況を踏まえ、就学先に応じた支援内容を、就学相談や就学支援委員会を通じて、子どもや保護者と一緒に検討していく。
- 学級等での医療的ケアの実施に当たっては、幼稚園・小中学校が教育を行う場であることから、医療的ケア児だけでなく、他の幼児・児童・生徒の教育活動への配慮を含め、区、幼稚園・小中学校、子ども・保護者が十分に協議し、合意形成を図る。
- 区および幼稚園・小中学校は、教員や幼児・児童・生徒、保護者の医療的ケアに対する理解を深めるための取組を推進する。
- 区は、区民の要望を踏まえ、肢体不自由児や医療的ケア児、その保護者が通い、集まることができる特別支援学級の設置について、継続的に検討していく。

## 2 区立幼稚園・小中学校で実施する医療的ケアの範囲

### (1) 実施する医療的ケア

医療的ケアの内容	
吸引(口鼻腔内・エアウェイ内)	気管切開部の衛生管理
経管栄養(留置チューブ、胃ろう、腸ろう)	胃ろう・腸ろう部の衛生管理
導尿	血糖測定
エアウェイの管理	酸素管理
定時の薬液吸入	人工呼吸器の管理(※)

### ※人工呼吸器の管理について

#### 幼稚園・小中学校で行うこと

##### 医療的ケアとして行う

- 気管カニューレに接続したコネクタチューブがはずれた場合の装着

※看護師が不在のとき、装着しなければ子どもの命が危険になる場合は教員が行っても違法性は阻却される。  
ただし、教員が行った場合は看護師への報告が必要

##### 医療行為ではない行為

- 人工呼吸器のスイッチ、電源を入れる

#### 幼稚園・小中学校では行わないこと

- 人工呼吸器の設定の変更
- 医師がアラーム等の条件設定を行った人工呼吸器を、医師の指示で子どもに装着する

## 2 区立幼稚園・小中学校で実施する医療的ケアの範囲

---

### (2) 医療的ケアを行う条件

- 学校生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアであること。
- 医療的ケアについて主治医の詳細な指示書があること。

#### 【実施できない事項】

- ・ 医療的ケアの内容変更や臨時的な対応  
(例：体調が悪いため普段は行っていない薬液注入をする など)

### (3) 医療的ケアの実施者

- 基本的に、看護師が行う。
- ただし、医療的ケアの内容等によって、認定特定行為業務従事者として認定を受けた介護職員が行う場合もある。
- また、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として認定を受けた教員も、医療的ケアを行うことができる。

### 3 学校等における合理的配慮

#### ●どの区立幼稚園・小中学校においても医療的ケアを安全に行うための配慮事項

施設・設備	医療的ケアを行うための場所の確保や備品の設置 [場所]小部屋の確保、保健室の使用など [備品]教室やトイレ等への簡易ベッドの設置など	※学校施設の事情に応じて実施  (新築・改築時の検討を含む)
	エレベーターの設置	
	階段昇降機等による校内の移動支援(エレベーターの設置が困難な場合)	
生活支援	看護師の配置	
	介助員の配置(介護福祉士等の有資格者など)	子どもの状況に応じて
	医療的ケア等に必要な医療器具等の用意	保護者と役割分担
学習支援 ※通常の学級の場合	学習をサポートする講師の配置	子どもの状況に応じて
	教室での学習環境の整備(モニター、PC、タブレット端末、デジタル教科書 など)	子どもの状況に応じて
その他	給食時の対応	子どもの状況に応じて
	災害発生等緊急時の備え (食料・生活物資・医療器具等の備蓄、非常用電源の確保 など)	保護者と役割分担
	教職員の研修受講機会の創出(喀痰吸引等研修、医療的ケアへの理解を深める研修)	
	児童・生徒、他の保護者の理解を深める取組	

#### ●配慮事項とするか、今後検討が必要な事項

通学支援	スクールカーによる送迎、看護師の添乗	
------	--------------------	--



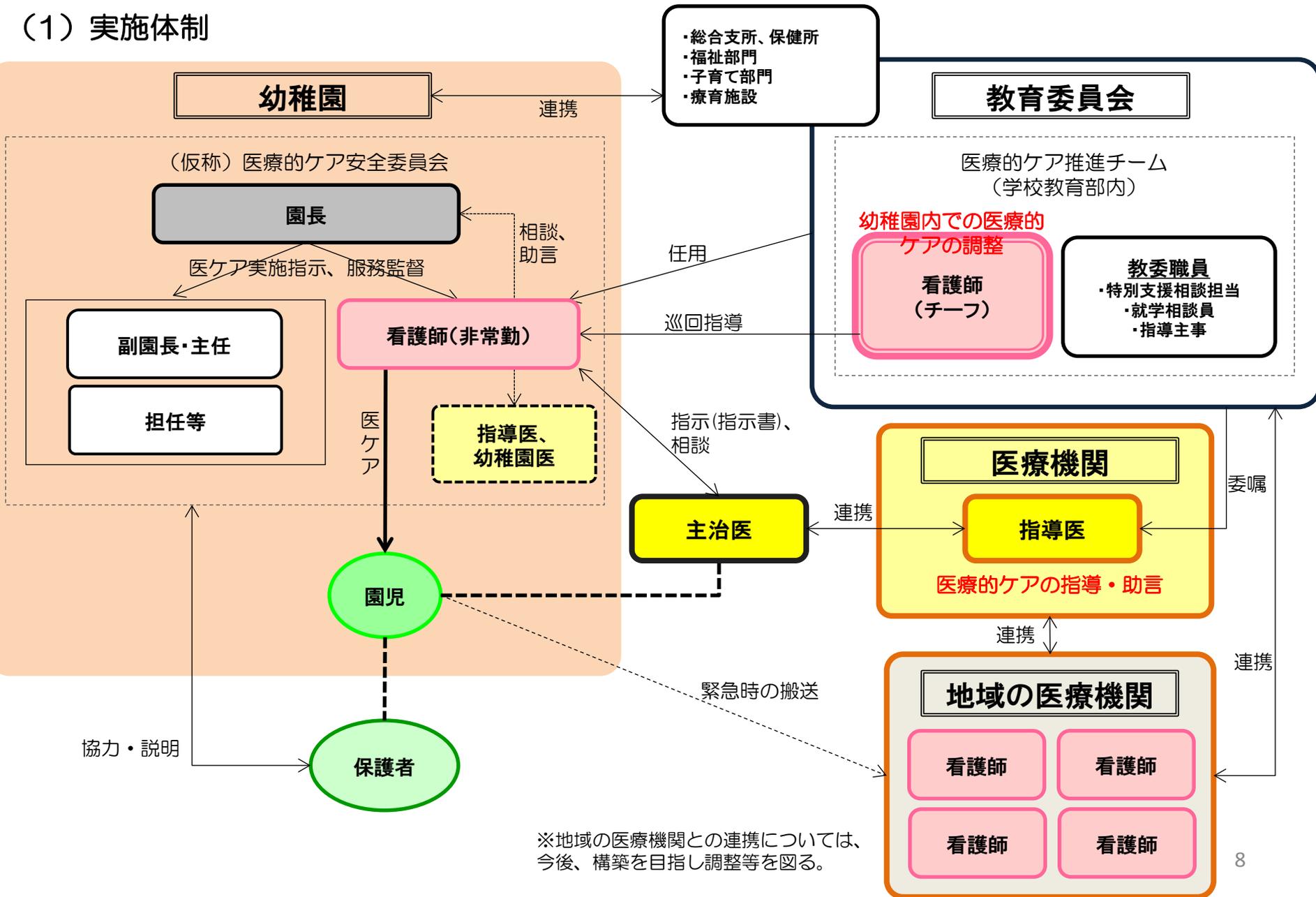
## 4 医療的ケアの実施体制（小中学校）

### (2) 役割分担の例

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアに関する基準の策定</li> <li>○指導医の委嘱、医療機関との連携構築</li> <li>○教職員への研修</li> <li>○看護師や介助員等の支援人員の確保</li> <li>○他の児童・生徒、保護者の理解促進の取組</li> <li>○各校での医療的ケアに関する総合調整(人員配置・設備・備品を含む保護者・学校・主治医等との調整)【※】</li> <li>○看護師の指導【※】</li> </ul> <p style="text-align: right;">【※】 チーフ看護師の役割</p>	
学校	校長等管理職	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア安全委員会(校内)の設置・運営</li> <li>○医療的ケアの実施に関する指示</li> <li>○校内の役割分担の明確化(緊急時対応を含む)</li> <li>○主治医・指導医との連携、学校医との情報共有</li> <li>○看護師等の勤務管理、サービス監督</li> <li>○医療的ケア児の保護者との連携・調整</li> <li>○教職員の理解促進の取組</li> <li>○他の児童・生徒、保護者の理解促進の取組</li> </ul>
	担任等教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○看護師や保護者との連携・情報共有</li> <li>○医療的ケアに関する他の児童・生徒、保護者の理解促進の取組</li> <li>○医療的ケア実施に係る看護師の補助</li> <li>○緊急時の対応(校内の役割分担に応じて)</li> </ul>
	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○看護師との連携・情報共有(児童・生徒の健康状態の把握など)</li> <li>○保護者、他の教職員との連携・情報共有</li> <li>○医療的ケア実施に係る看護師の補助</li> <li>○学校医との情報共有</li> <li>○緊急時の対応(校内の役割分担に応じて)</li> </ul>
看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアの実施、記録・管理・報告</li> <li>○医療的ケア児の健康管理</li> <li>○主治医、指導医との連携</li> <li>○医療的ケアに関する校内での指導・助言</li> <li>○医療的ケアに関する保護者との調整</li> <li>○校長・副校長、教職員、養護教諭との連携・情報共有</li> <li>○医療器具等の管理</li> </ul>	
主治医	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアに関する書面による指示、指導・助言</li> <li>○学校への情報提供</li> <li>○指導医との連携</li> <li>○保護者への説明</li> </ul>	
指導医	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアの実施に当たっての指導・助言(安全委員会等で)</li> <li>○緊急時の指導・助言</li> <li>○主治医との連携</li> <li>○医療的ケアに関する看護師等への指導・研修</li> </ul>	
学校医	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアに関する学校との情報共有</li> </ul>	
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校との連携・協力、情報共有</li> <li>○児童・生徒の健康管理、状態の把握</li> <li>○医療器具や備蓄食料等の準備</li> </ul>	

# 4 医療的ケアの実施体制（幼稚園）

## (1) 実施体制



## 4 医療的ケアの実施体制（幼稚園）

### (2) 役割分担の例

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアに関する基準の策定</li> <li>○指導医の委嘱、医療機関との連携構築</li> <li>○教職員への研修</li> <li>○看護師や介助員等の支援人員の確保</li> <li>○他の園児・保護者の理解促進の取組</li> <li>○各校での医療的ケアに関する総合調整(人員配置・設備・備品を含む保護者・学校・主治医等との調整)【※】</li> <li>○看護師の指導【※】</li> </ul> <p style="text-align: right;">【※】 チーフ看護師の役割</p>	
幼稚園	園長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア安全委員会(園内)の設置・運営</li> <li>○園内の役割分担の明確化(緊急時対応を含む)</li> <li>○看護師等の勤務管理、サービス監督</li> <li>○教職員の理解促進の取組</li> <li>○医療的ケアの実施に関する指示</li> <li>○主治医・指導医との連携、幼稚園医との情報共有</li> <li>○医療的ケア児の保護者との連携・調整</li> <li>○他の園児・保護者の理解促進の取組</li> </ul>
	副園長・主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○看護師との連携・情報共有(園児の健康状態の把握など)</li> <li>○医療的ケア実施に係る看護師の補助</li> <li>○保護者、他の教職員との連携・情報共有</li> <li>○幼稚園医との情報共有</li> <li>○緊急時の対応(園内の役割分担に応じて)</li> </ul>
	担任等教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○看護師や保護者との連携・情報共有</li> <li>○医療的ケア実施に係る看護師の補助</li> <li>○医療的ケアに関する他の園児・保護者の理解促進の取組</li> <li>○緊急時の対応(園内の役割分担に応じて)</li> </ul>
看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアの実施、記録・管理・報告</li> <li>○医療的ケアに関する園内での指導・助言</li> <li>○園長、副園長・主任、教職員との連携・情報共有</li> <li>○医療的ケア児の健康管理</li> <li>○医療的ケアに関する保護者との調整</li> <li>○医療器具等の管理</li> <li>○主治医、指導医との連携</li> </ul>	
主治医	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアに関する書面による指示、指導・助言</li> <li>○指導医との連携</li> <li>○保護者への説明</li> <li>○幼稚園への情報提供</li> </ul>	
指導医	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアの実施に当たっての指導・助言(安全委員会等で)</li> <li>○医療的ケアに関する看護師等への指導・研修</li> <li>○緊急時の指導・助言</li> <li>○主治医との連携</li> </ul>	
幼稚園医	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアに関する幼稚園との情報共有</li> </ul>	
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園との連携・協力、情報共有</li> <li>○園児の健康管理、状態の把握</li> <li>○医療器具や備蓄食料等の準備</li> </ul>	

## 4 医療的ケアの実施体制

### (3) 緊急時の対応

- 起こり得る状況（症状など）をあらかじめ主治医に確認し、対処法について指示を得ておく。
- 緊急時の対応に関する主治医の指示を保護者、指導医、看護師と確認し、学校として可能な対応について保護者と合意しておくとともに、校内での具体的な対応手順を策定しておく。

#### 【確認事項】

- ・ 応急処置の内容、方法（主治医の指示）
- ・ 緊急連絡先や搬送先
- ・ 校内での連絡体制 など

#### 【対応の例】

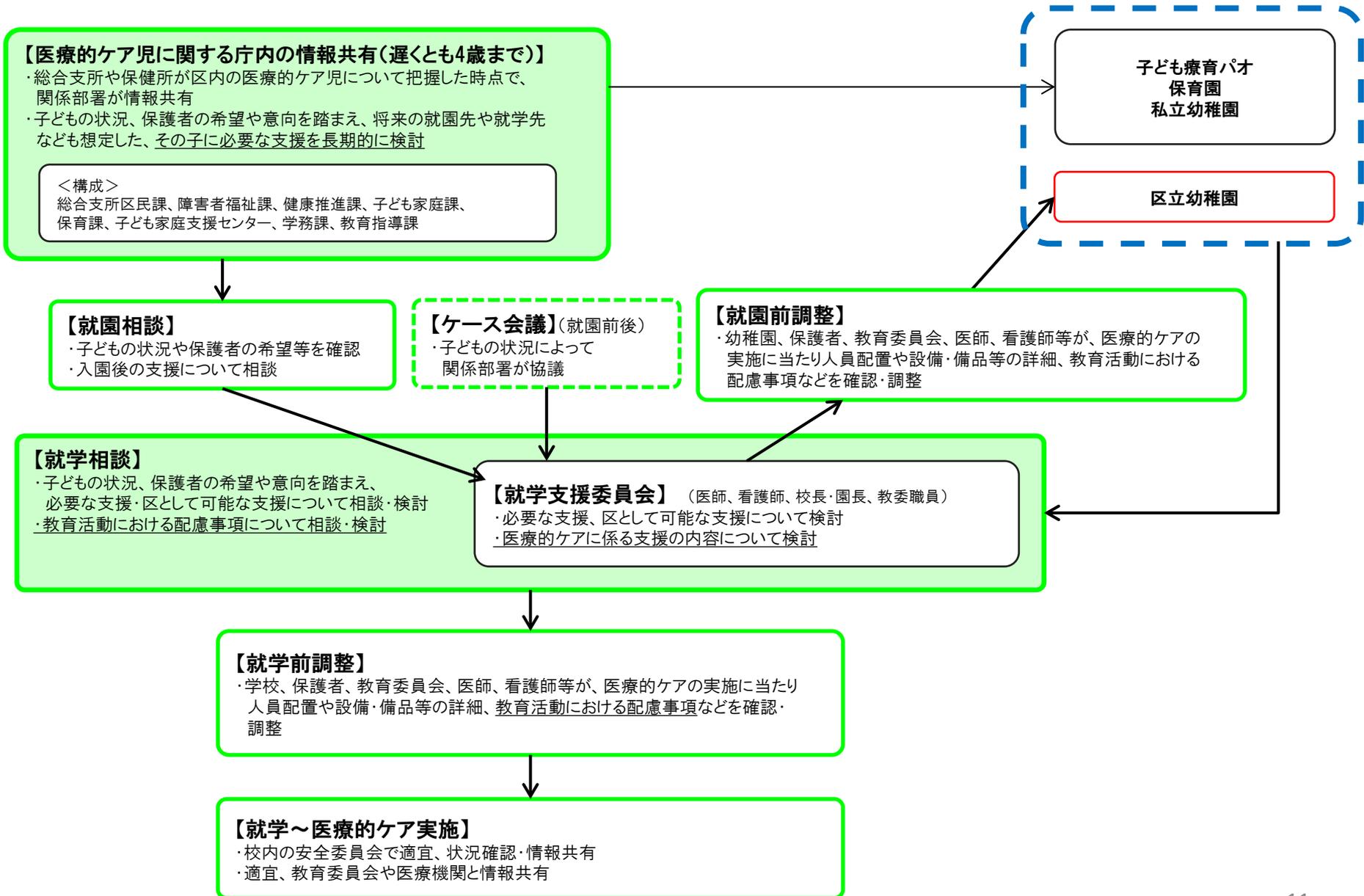
- ・ 人工呼吸器のアラームが鳴ったとき  
⇒ 主治医に連絡/保護者に連絡/看護師に報告など、あらかじめ決めている連絡先へ連絡

### (4) 研修等の実施

医療的ケアについて理解を深め、不安を取り除くことを目的とした研修を実施する。

- 校・園長等管理職、教職員向け研修
- 保護者向け講演会等

## 5 学校等で医療的ケアを実施するまでの流れ



港区における障害児支援のあり方検討会スケジュール  
[平成30年11月9日時点]

回	日程	検討内容
第1回	平成30年 9月5日(水) 18:00~20:00	◆学校等における医療的ケア児の支援について ◆庁内連携・関係機関との連携の強化について
第2回	平成30年 9月25日(火) 17:00~19:00	◆学校等における医療的ケアの実施について
第3回	平成30年 11月9日(金) 17:00~19:00	◆ブルーバードの会との意見交換 ◆学校等における医療的ケアの実施について
第4回	平成30年 12月6日(木) 17:00~19:00	◆港区における発達障害児の教育について ◆庁内連携・関係機関との連携の強化について
第5回	平成30年 12月20日(木) 17:00~19:00	◆港区における発達障害児の教育について
第6回	平成31年 2月~3月頃	◆まとめ【検討会報告書】

## 第3回港区における障害児支援のあり方検討会 次第

日程：平成30年11月9日（金）

場所：港区役所9階 911会議室

### 《 第1部 17:00～18:00 》

- 1 開会
- 2 出席者紹介
- 3 ブルーバードの会から
- 4 出席者による意見交換
- 5 閉会

### 《 第2部 18:00～19:00 》

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 第2回検討会の会議録について
  - (2) 学校等における医療的ケアの実施について
- 3 今後の予定
- 4 閉会

#### 【配布資料】

- 資料1 出席者名簿
- 資料2 ブルーバードの会から区への要望内容
- 資料3 第2回検討会会議録（要旨）
- 資料4 学校等における医療的ケア実施基準の骨子
- 資料5 検討会スケジュール